

## 用語解説 …… 被害者の意見陳述制度

刑事裁判において被害者や被害者の遺族が行うことのできる意見陳述には、刑事訴訟法292条の2の規定による「被害に関する心情等の意見陳述」と、刑事訴訟法316条の38の規定による「事実又は法律の適用に関する意見陳述」があります。

「被害に関する心情等の意見陳述」は、被害によって受けた精神的苦痛や被告人に対する処罰感情など、犯罪被害に関する心情を中心とした意見陳述です。この意見陳述ができるのは、被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹であり、意見陳述を行う場合は、あらかじめ、検察官に対して意見陳述の申出をすることが必要です。申出を受けた検察官は、意見を付した上で裁判所に通知します。検察官からの通知を受けた裁判所は、原則として被害者等に意見陳述を認めることとされています。

「事実又は法律の適用に関する意見陳述」は、訴因として起訴状に表示された公訴事実や、情状等の量刑の基礎となる事実が、いかなる証拠によって認定されるかについての意見、証拠によって認定されるべき事実に対す

る法の具体的解釈・適用等に関する意見等の陳述であり、被告人に科せられるべき具体的な刑罰の種類及び量についての意見つまり求刑意見を述べることもできます。この意見陳述ができるのは、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士であり、意見陳述を行おうとする被害者参加人等は、検察官に対して、あらかじめ陳述する意見の要旨を明らかにして、意見陳述の申出をしなければなりません。裁判所は、検察官から意見陳述の申出の通知を受けると、審理の状況、申出をした者の人数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、検察官の論告の後に陳述を許可します。また「事実又は法律の適用に関する意見陳述」は、「訴因として特定された事実の範囲内」においてのみ許されます。従って例えば、検察官が傷害致死の主張・立証を行っている事案において、被告人に殺意があったとする意見を陳述することは、訴因として特定された事実の範囲を超えるものとして、許されないことになります。

被害者参加人は、「被害に関する心情等の意見陳述」と「事実又は法律の適用に関する意見陳述」の両方を行うことができる立場にあります。両方行うことも可能ですし、どちらか一方を選択して行うことも可能です。では、「心情等に関する意見陳述」と「事実又は法律適用に関する意見陳述」には、その効果にどのような違いがあるのでしょうか。「被害に関する心情等の意見陳述」は、基本的に被害感情や被害を受けたことによる苦痛、生活の変化など、心情を中心とする意見に限られますが、裁判所が判決をするにあたって、量刑の資料とすることができます。これに対して「事実又は法律の適用に関する意見陳述」は、証拠とにならないことが法律上明確にされていますが、犯罪事実そのものから一般情状、法律の適用、量刑に至るまで、幅広く意見を述べることができ、被害者や遺族が直接体験した事実、被害者や遺族だからこそ認識できる点に光を当て、裁判官及び裁判員に訴えかけることができると言えるでしょう。

特定非営利活動法人ひょうご被害者支援センター 理事  
弁護士  
河瀬 真

